

# 消費生活クイズ

皆さんの消費生活の知識を確認するためのクイズです。  
次の質問に対して、【はい】又は【いいえ】を選択してください。

問1

契約は書面ではなく、口約束でも成立する。

回答 : はい ・ いいえ



問2

昨日、訪問販売で羽毛布団を購入。一回だけ使用したが、クーリング・オフの通知を出せば無条件で解約できる。

回答 : はい ・ いいえ



問3

インターネットを使用中に、突然画面に「ウイルスに感染した」と警告の文字。すぐにそこに表示されているサポートセンターに、電話した方が良い。

回答 : はい ・ いいえ



問4

知らないところから督促のハガキが届いた。連絡しないと裁判をおこすと書いてある。身に覚えがないので「未払いのものはない」と相手に電話ではっきりと伝えるべきである。

回答 : はい ・ いいえ



問5

消費者ホットラインの電話番号は188である。

回答 : はい ・ いいえ



あなたの正解個数 : \_\_\_\_\_ 個

※ 裏面に各問題の答えと解説を記載していますので、確認してください。

～回答と解説～

問1答え:はい



解説：契約は、「申込み」をして相手が「承諾」をする両者の合意がある時に成立します。原則、口約束でも契約は成立します。いったん結んだ契約は、原則として一方の都合だけでやめることはできません。また、契約書を交わさなくても契約は成立します。例としては、電車に乗る、コンビニで買い物をするなどが契約となります。

問2答え:はい

クーリング・オフ



頭を冷やす

解説：布団など、訪問販売で契約した場合、契約書を受け取った日を含め8日間以内であればクーリング・オフで無条件に契約の取消しができます。クーリング・オフは、ハガキなどの書面で行い、クーリング・オフをすると支払ったお金は返還され、消費者は手元にある商品を返します。なお、クーリング・オフのハガキなどは、両面のコピーをとり、簡易書留など記録が残る方法で送ります。

問3答え:いいえ



解説：慌てて連絡しないようにしましょう。連絡すると、遠隔操作によるサポート作業を誘導され、サポート契約やセキュリティソフトの購入を勧められる恐れがあります。また、警告画面が消えない場合の対処方法などは、機器購入時の保証書に記載の案内先や、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のウェブページを参照してください。

問4答え:いいえ

気にしない！  
支払わない



解説：記載されている電話番号には電話しないようにしましょう。公的機関や大手通販サイトと似たような名をかたり、金銭をだまし取ることが目的で不特定多数に送り付けられた架空請求のハガキです。「有料サイト」の利用料金が未納であるなどとメールが届くこともあります。ハガキ同様、身に覚えのない請求に応じる必要はなく、相手にしないようにしましょう。

「訴訟最終通告」等と記載されている場合もありますが、正式な裁判手続きでの訴状は、「特別送達」と記載され、郵便職員が手渡しで届けることになっています。郵便受けに投げ込まれることはありません。

問5答え:はい



解説：この番号は平成27年7月1日から始まりました。どこにいてもこの3桁を掛けることで、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口につながります。郵便番号をご存じなら、アナウンス後に『1』を、ご存じない場合は『2』を押すことで最寄りの消費生活相談窓口につながります。尾張旭市の相談時間なら尾張旭市消費生活センターに、相談時間外なら愛知県消費生活総合センターにつながります。

※ 上記の他、消費生活問題で困った時は、尾張旭市消費生活センターにご相談ください。  
[TEL:0561-76-8185](tel:0561-76-8185) 開設日（月・水・金：午前9時～正午、火・木：午後1時～4時）